

日本の労働社会の改革を考える

はじめに

1. データで見る私たちの働き方
2. 労使関係の変化：集団から個別へ
3. 安倍政権の労働政策を考える

高須裕彦 b071429k@r.hit-u.ac.jp

一橋大学大学院社会学研究科

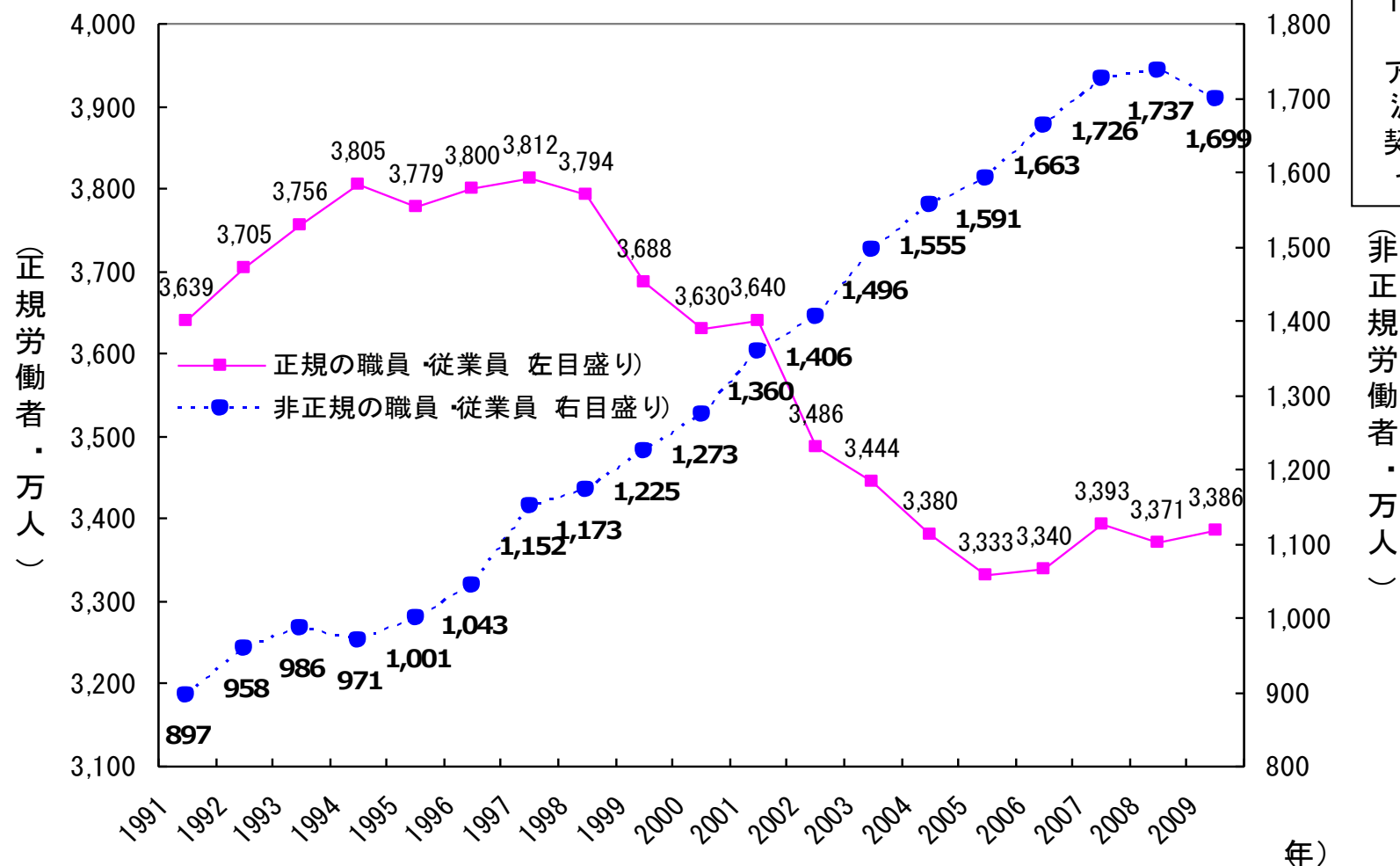
フェアレイバー研究教育センター

2013年7月15日

1. データで見る私たちの働き方

(1) 正規労働者数と非正規労働者数の推移

2013年1～3月	
正規労働者	3281万人(63.7%)
非正規労働者	1870万人(36.3%)
パート	912
アルバイト	374万
派遣	124万
契約・嘱託	375万
その他	85万

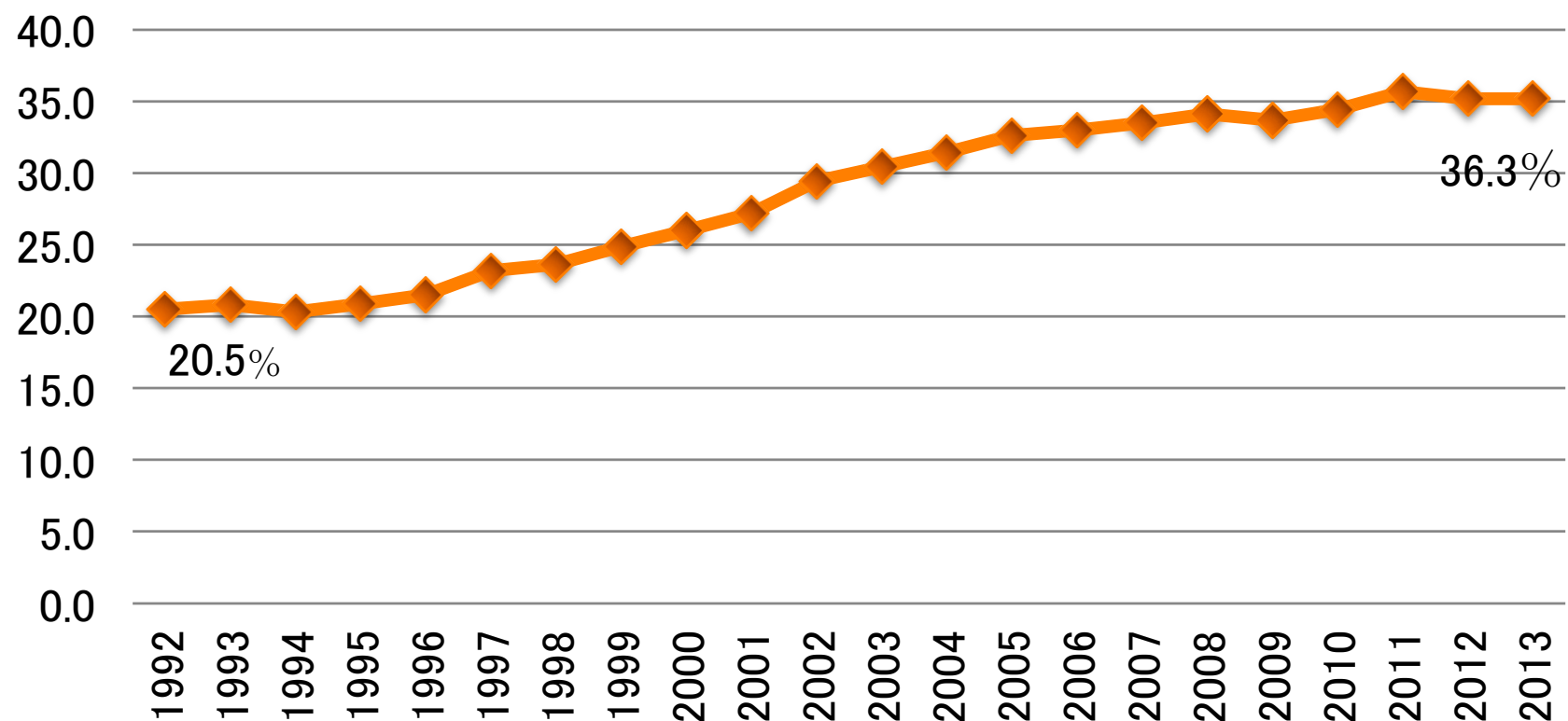


出所:2001年までは「労働力調査特別調査」(2月)、2002年からは「労働力調査(詳細結果)」(1～3月平均)

1. 若者たちの働き方

(1) 正規労働者数と非正規労働者数の推移

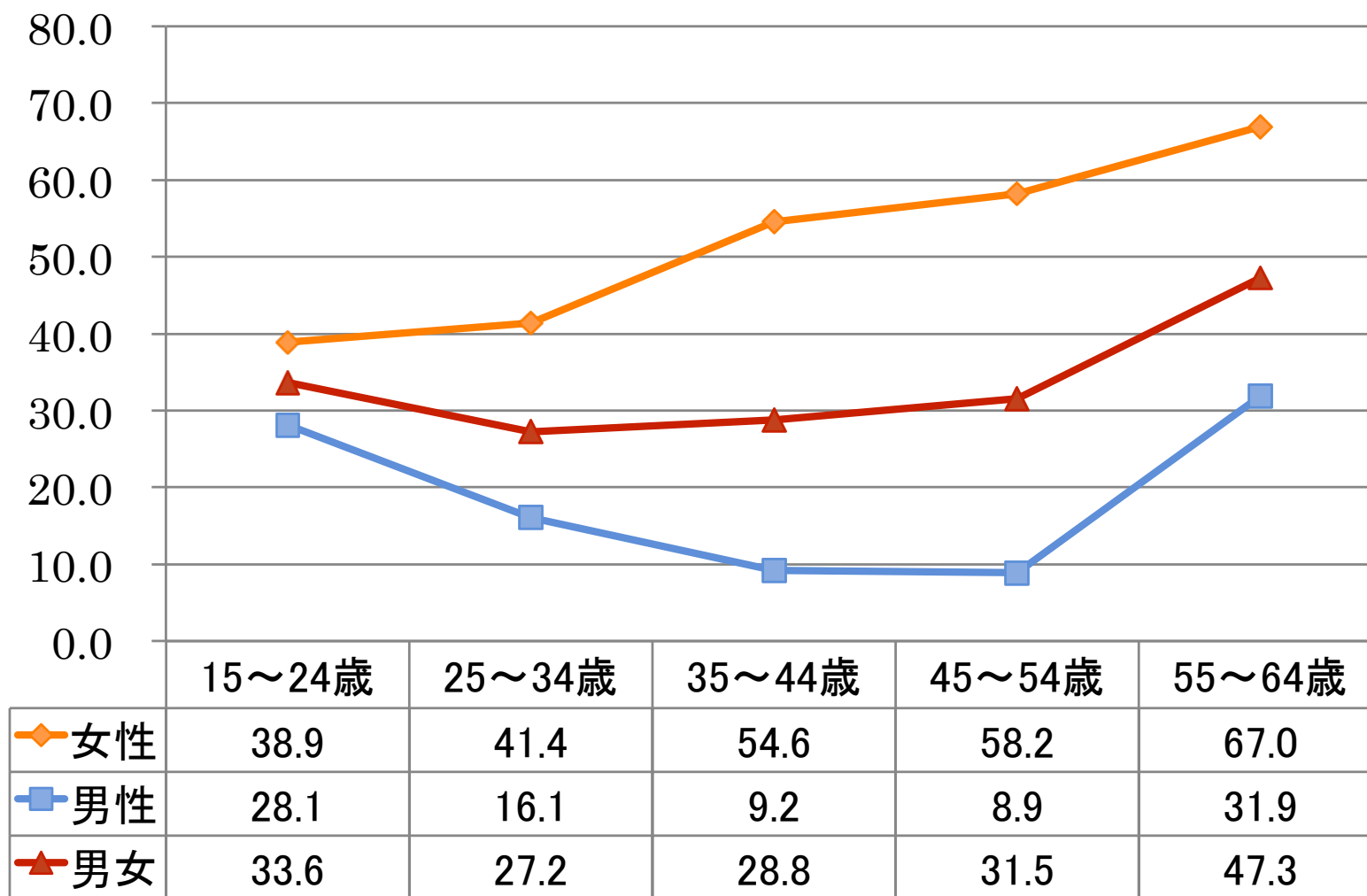
非正規労働者比率(%)の変化



出所: 1992年から2001年は「労働力調査特別調査」の各年2月集計、2002年から2010年は「労働力調査(詳細集計)」の年平均、2011年は同調査10月から12月平均、2013年は同調査1月から3月平均による。

年齢別非正規労働者比率(2013年1-3月平均)

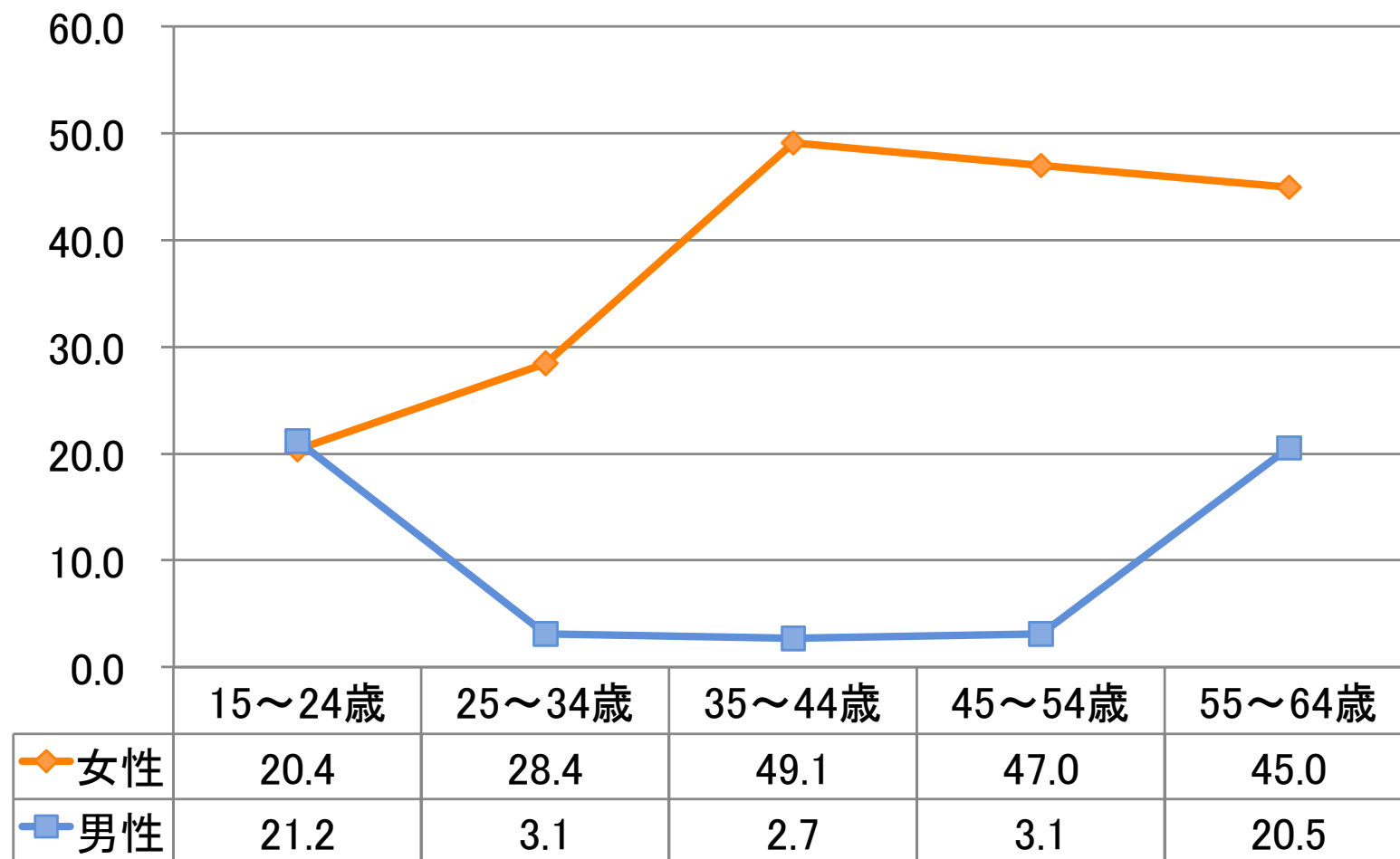
出所:労働力調査 全平均36.3%全世代平均女性55.5%、男性21.0%



(15歳から24歳は在学中を除く: 在学中を含めると女性53.6%、男性47.1%)

年齢別非正規労働者比率(1992年2月)

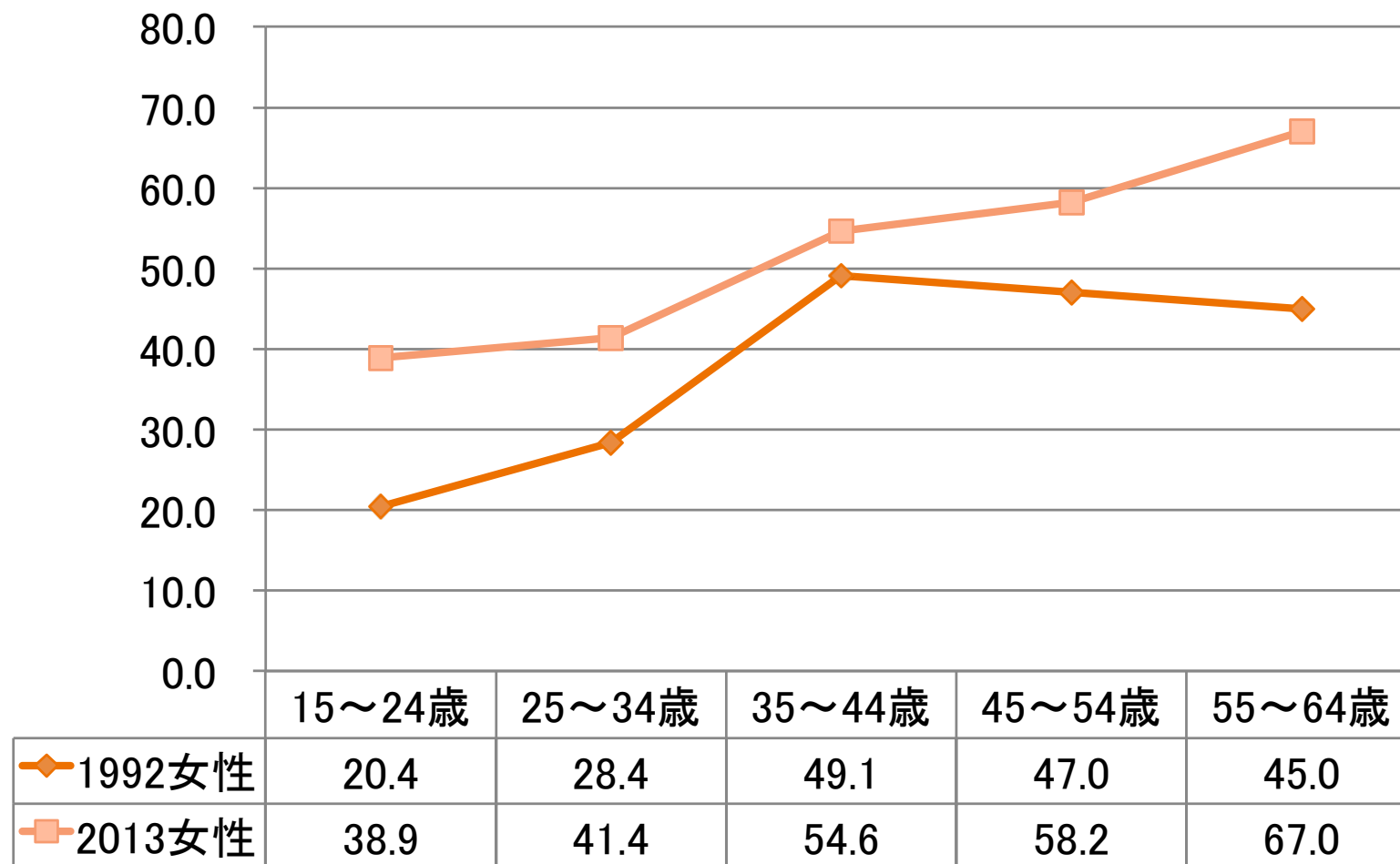
出所: 労働力調査 全平均20.5% 女性の全世代平均38.3%、男性8.9%



(15歳から24歳は在学中を含む)

女性の年齢別非正規労働者比率 (1992年2月と2013年1月-3月平均)

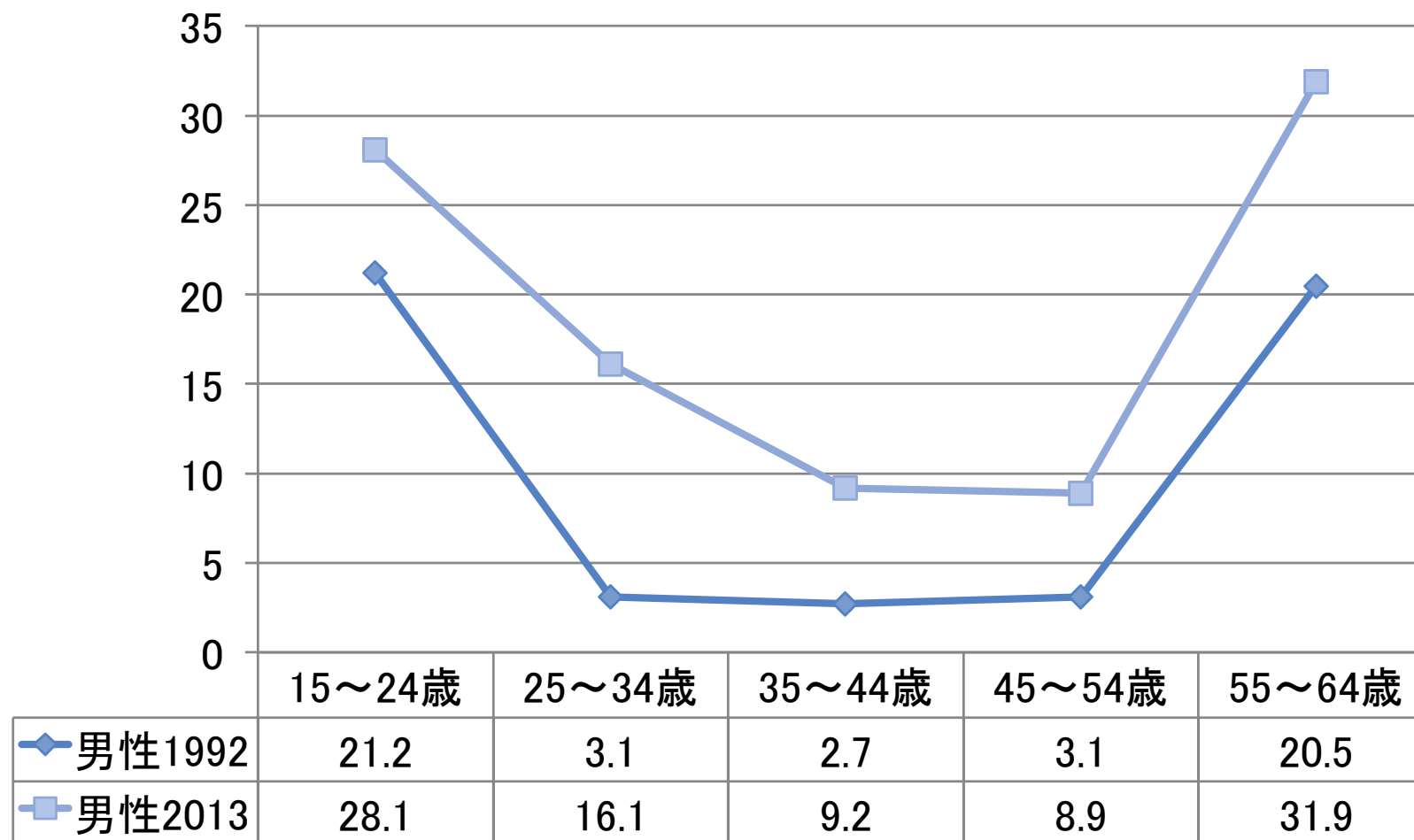
出所: 労働力調査 女性の全世代平均1992年38.5% 2013年55.5%、



(2012年の15歳から24歳は在学中を除く: 在学中を含めると女性53.6%)

男性の年齢別非正規労働者比率 (1992年2月と2013年1月-3月平均)

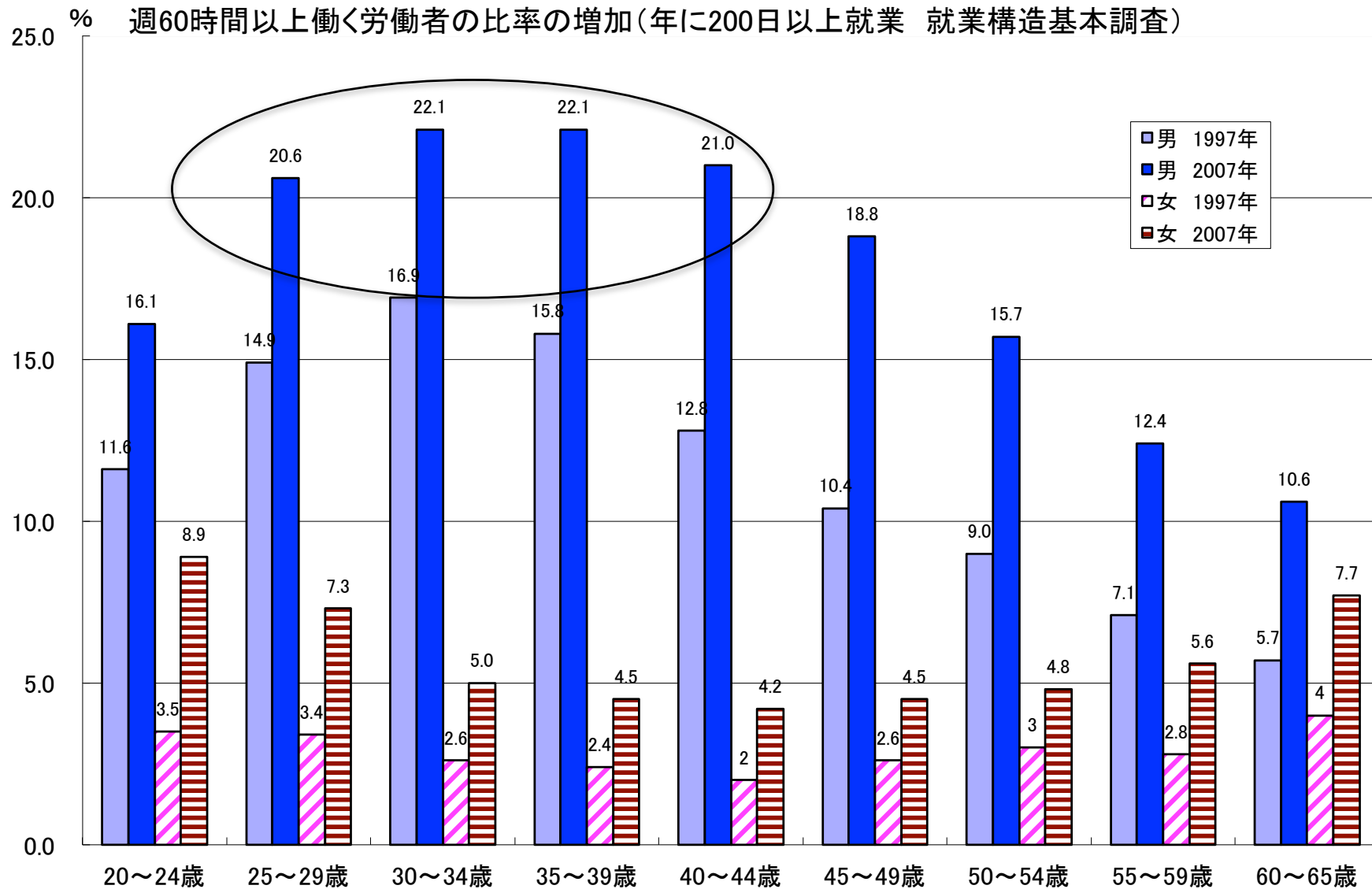
出所: 労働力調査 男性全世代平均1992年8.9%、男性2013年21.0%



(2013年は15歳から24歳は在学中を除く: 在学中を含めると男性47.1%)

(2) 正規労働者～長時間労働の蔓延

25歳から44歳の男性の2割以上は週60時間働く →過労死・心身の疾患を引き起こす



(3) 賃金の停滞・減少と働く貧困層の増大

- 労働者の平均賃金は停滞→低下へ

- 1990年425万円→2000年461万

→2011年409万円

(国税庁「民間給与実態統計調査結果」)

- 年収200万円以下のワーキングプア(働く貧困層)の増加

- 1990年769万人→2000年825万人

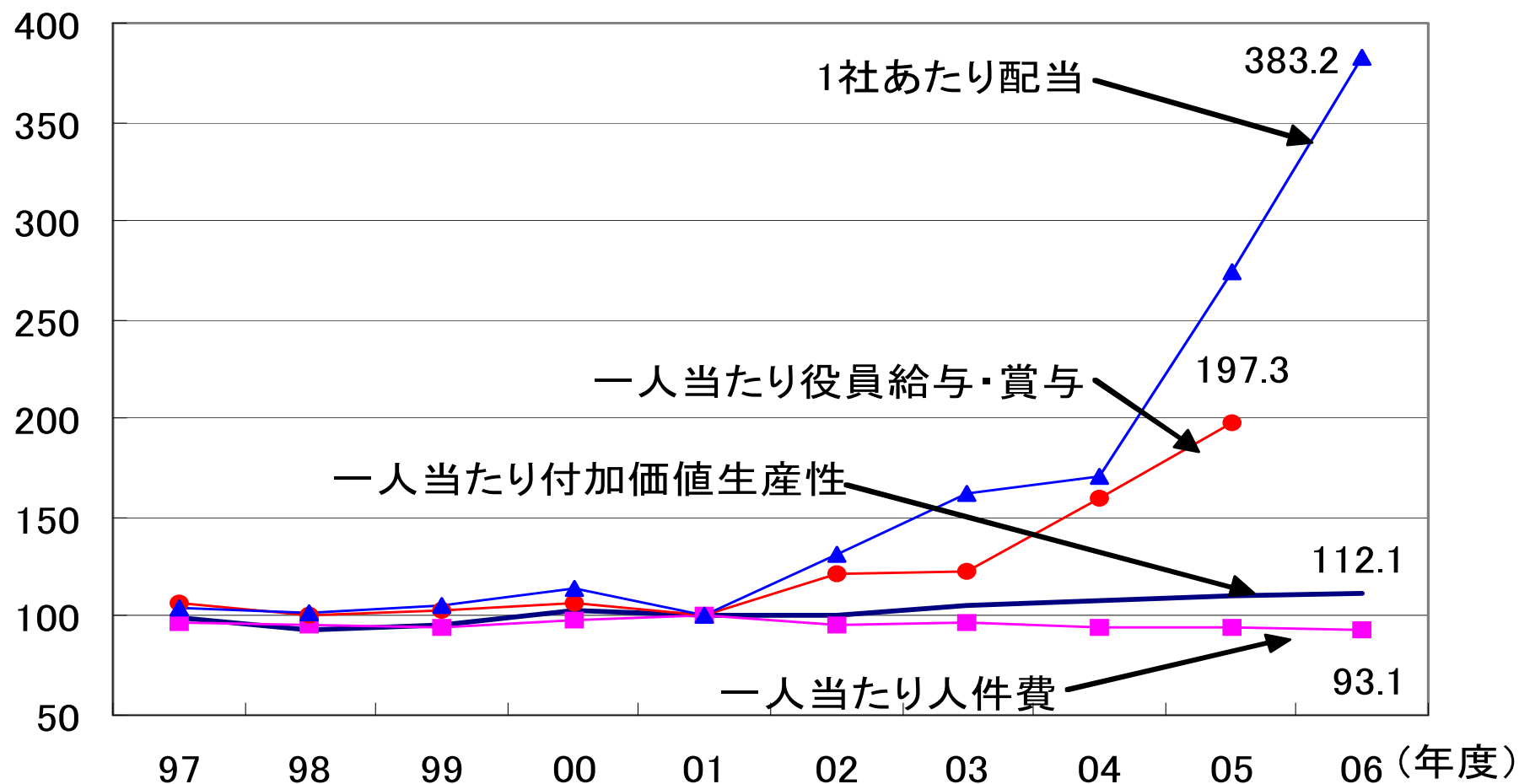
→2011年1069万人

(給与所得者に占める比率23.4%)

(国税庁「民間給与実態統計調査結果」)

(4) 役員・株主に偏る大企業の付加価値分配

(2001年度=100)



(注) 資本金10億円以上の大企業

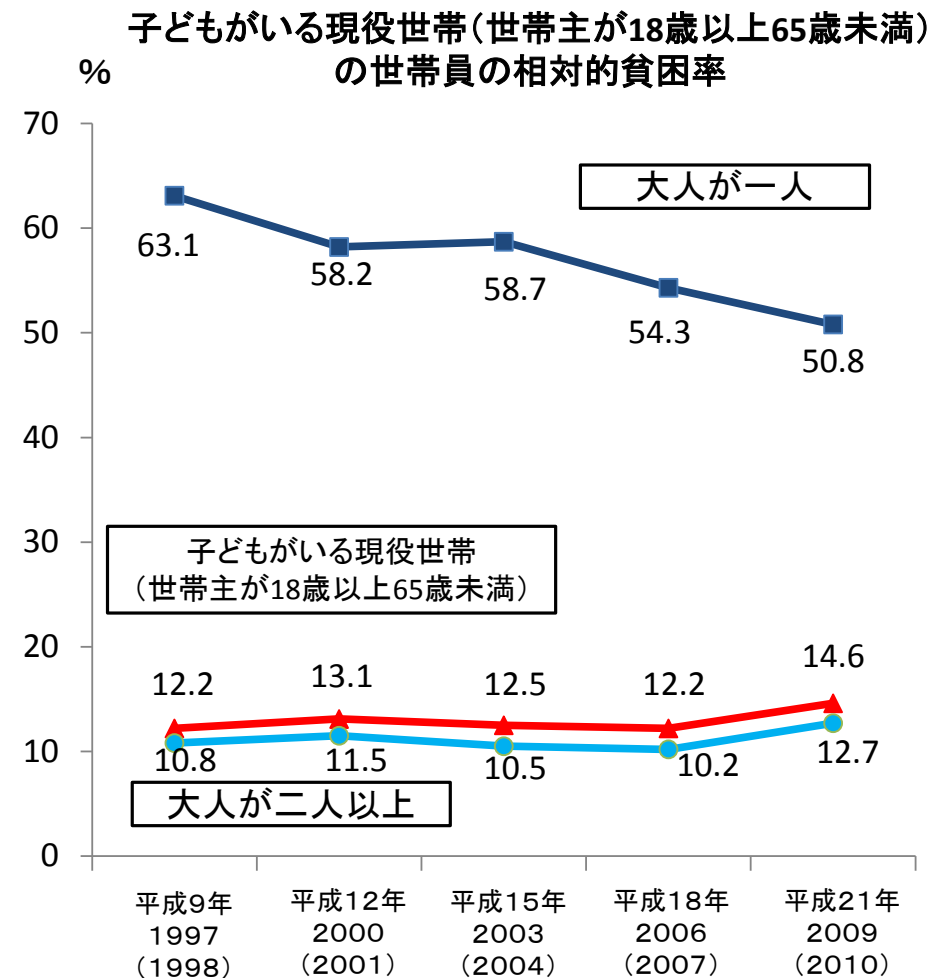
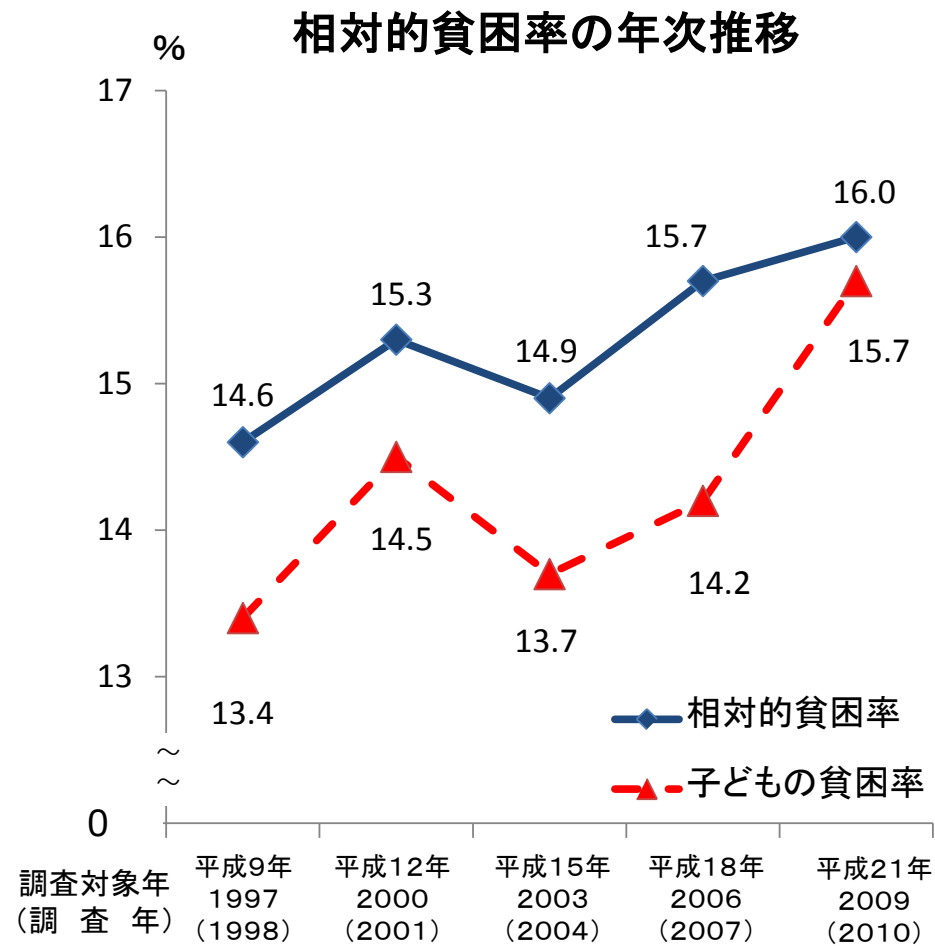
06年の役員給与・賞与は、統計の調査項目の変更で継続性がないため不明

(出所) 財務省「法人企業統計年報」

(5) 相対的貧困率

相対的貧困率の推移について

- 最新(2010年調査)の相対的貧困率は、全体で16.0%、子どもで15.7%
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で50.8%



資料:「平成22年国民生活基礎調査」

貧困率の国際比較(2000年代半ば)

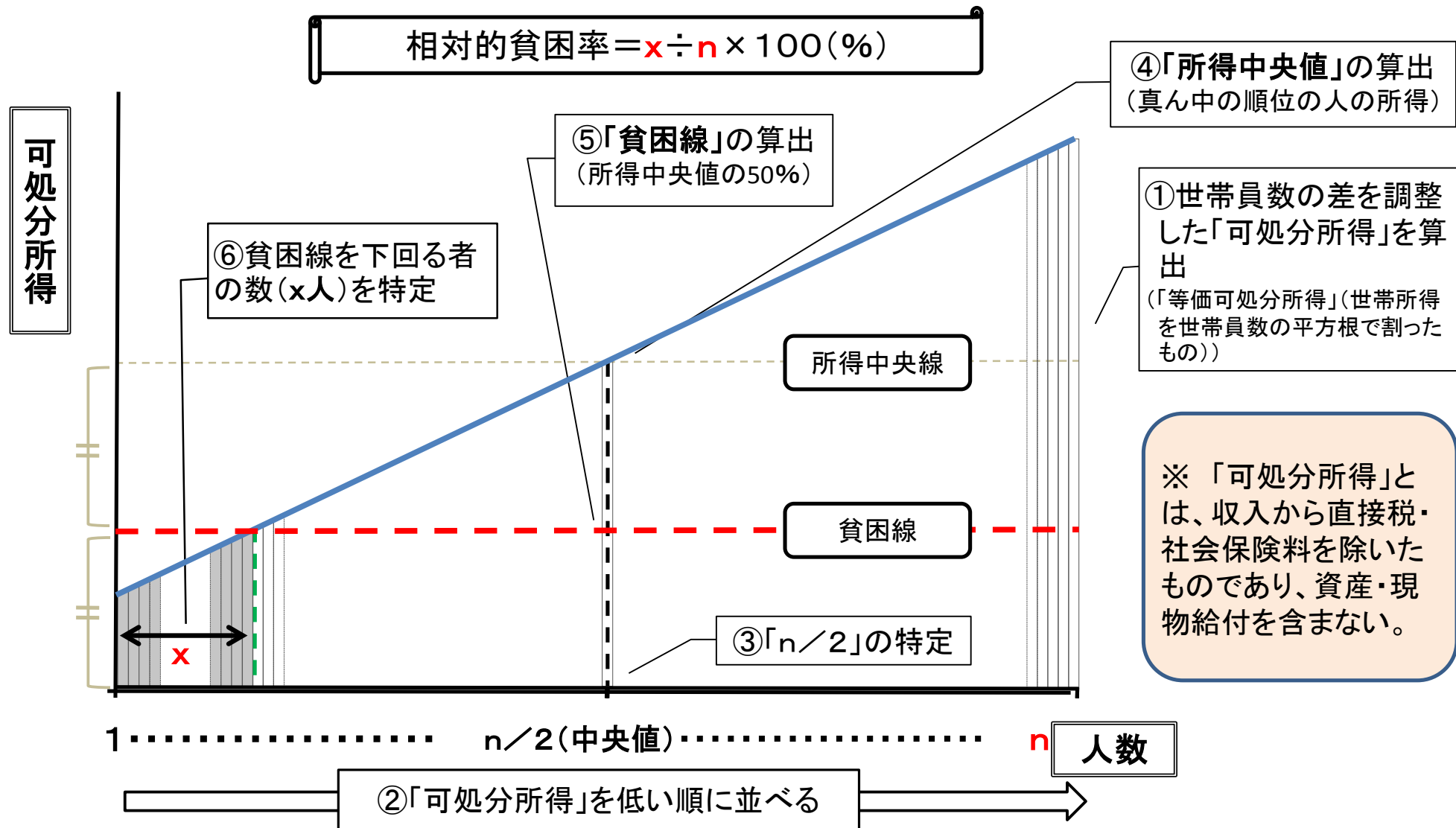
- 日本の相対的貧困率は、OECD30カ国中27位の水準
- 「子どもの貧困率」は30カ国中19位であるが、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」では30位となっている。

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)の世帯員の相対的貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	合計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	デンマーク	5.3	1	デンマーク	2.7	1	デンマーク	2.2	1	デンマーク	6.8	1	デンマーク	2.0
1	スウェーデン	5.3	2	スウェーデン	4.0	2	スウェーデン	3.6	2	スウェーデン	7.9	2	ノルウェー	2.1
3	チェコ	5.8	3	フィンランド	4.2	3	ノルウェー	3.7	3	ノルウェー	13.3	3	フィンランド	2.7
4	オーストリア	6.6	4	ノルウェー	4.6	4	フィンランド	3.8	4	フィンランド	13.7	4	スウェーデン	2.8
5	ノルウェー	6.8	5	オーストリア	6.2	5	オーストリア	5.5	5	アイスランド	17.9	5	オーストリア	4.5
6	フランス	7.1	6	フランス	7.6	6	スイス	5.8	6	スイス	18.5	6	スイス	4.9
6	ハンガリー	7.1	7	アイスランド	8.3	7	フランス	6.9	7	フランス	19.3	7	チェコ	5.5
6	アイスランド	7.1	8	ハンガリー	8.7	8	アイスランド	7.3	8	オーストリア	21.2	8	フランス	5.8
9	フィンランド	7.3	9	スイス	9.4	9	チェコ	7.7	9	イギリス	23.7	9	イギリス	6.1
10	オランダ	7.7	10	ベルギー	10.0	9	ハンガリー	7.7	10	ベルギー	25.1	10	アイスランド	6.2
11	ルクセンブルク	8.1	11	イギリス	10.1	11	イギリス	8.9	11	ハンガリー	25.2	11	オランダ	6.3
11	スロヴァキア	8.1	12	韓国	10.2	12	ベルギー	9.0	12	イタリア	25.6	12	オーストラリア	6.5
13	イギリス	8.3	13	チェコ	10.3	13	韓国	9.2	13	ギリシャ	26.5	13	ハンガリー	6.8
14	スイス	8.7	14	スロヴァキア	10.9	14	オランダ	9.3	14	韓国	26.7	14	ベルギー	7.3
15	ベルギー	8.8	15	オランダ	11.5	15	スロヴァキア	10.0	15	チェコ	32.0	15	韓国	8.1
16	ニュージーランド	10.8	16	オーストラリア	11.8	16	オーストラリア	10.1	16	メキシコ	32.6	16	ドイツ	8.6
17	ドイツ	11.0	17	ルクセンブルク	12.4	17	ルクセンブルク	11.0	17	ポルトガル	33.4	17	スロヴァキア	9.2
18	イタリア	11.4	18	ギリシャ	13.2	18	ギリシャ	12.1	18	スロヴァキア	33.5	18	カナダ	9.3
19	カナダ	12.0	19	日本	13.7	19	日本	12.5	19	オーストラリア	38.3	19	ニュージーランド	9.4
20	オーストラリア	12.4	20	ニュージーランド	15.0	19	ニュージーランド	12.5	20	オランダ	39.0	20	ルクセンブルク	9.7
21	ギリシャ	12.6	21	カナダ	15.1	21	カナダ	12.6	21	ニュージーランド	39.1	21	アイルランド	10.1
22	ポルトガル	12.9	22	イタリア	15.5	22	ドイツ	13.2	22	トルコ	39.4	22	日本	10.5
23	スペイン	14.1	23	ドイツ	16.3	23	アイルランド	13.9	23	スペイン	40.5	23	ギリシャ	11.7
24	韓国	14.6	23	アイルランド	16.3	24	ポルトガル	14.0	24	ルクセンブルク	41.2	24	ポルトガル	13.3
24	ポーランド	14.6	25	ポルトガル	16.6	25	イタリア	14.3	25	ドイツ	41.5	25	アメリカ	13.6
26	アイルランド	14.8	26	スペイン	17.3	26	スペイン	14.7	26	ポーランド	43.5	26	スペイン	13.9
27	日本	14.9	27	アメリカ	20.6	27	アメリカ	17.6	27	カナダ	44.7	27	イタリア	14.0
28	アメリカ	17.1	28	ポーランド	21.5	28	ポーランド	19.2	28	アイルランド	47.0	28	ポーランド	18.4
29	トルコ	17.5	29	メキシコ	22.2	29	メキシコ	19.5	29	アメリカ	47.5	29	メキシコ	18.7
30	メキシコ	18.4	30	トルコ	24.6	30	トルコ	20.3	30	日本	58.7	30	トルコ	20.0
OECD平均		10.6	OECD平均		12.4	OECD平均		10.6	OECD平均		30.8	OECD平均		5.4

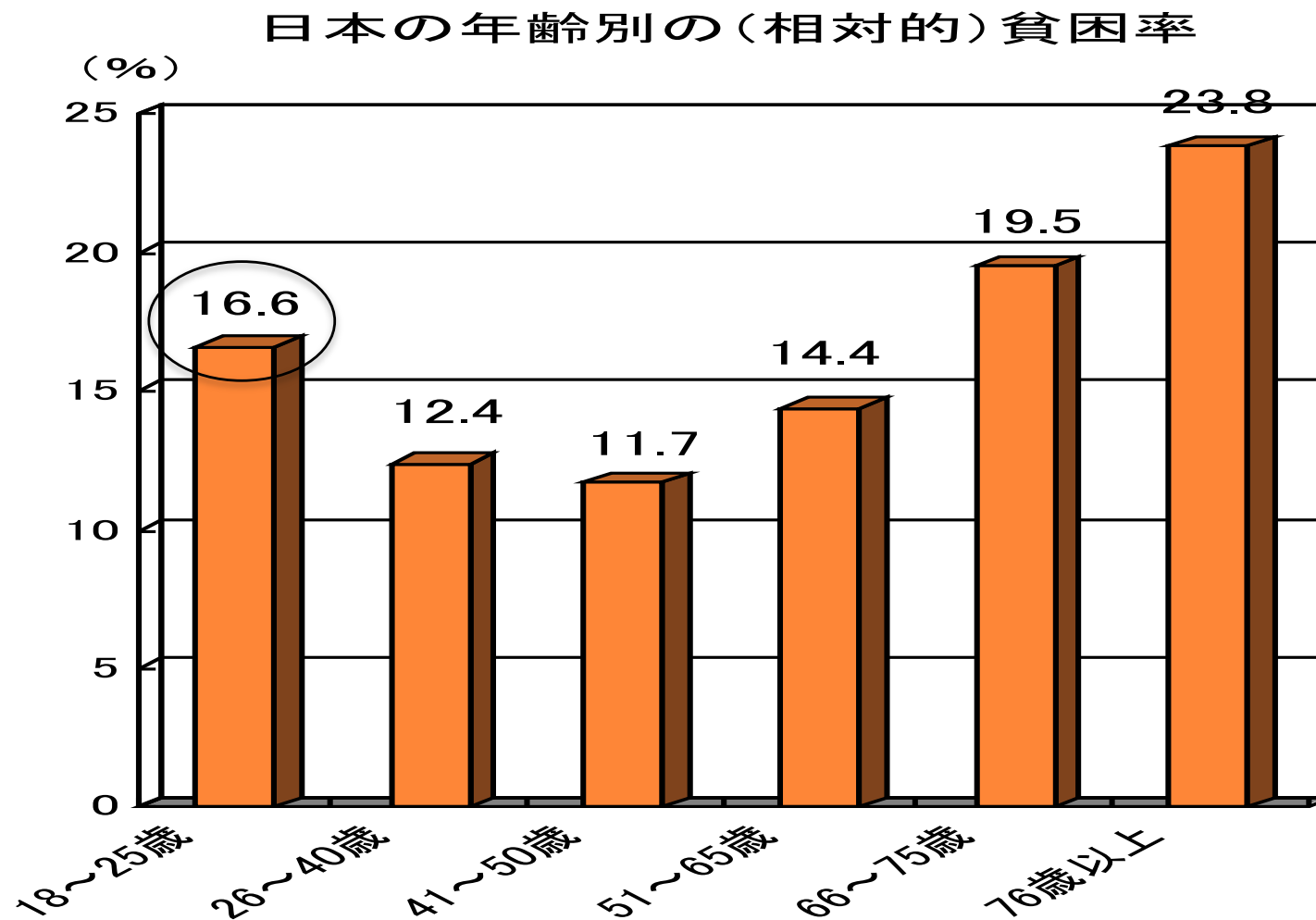
(出所) OECD (2008) "Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries" 日本の数値は、平成15年のもの。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50％が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

$$\text{相対的貧困率} = x \div n \times 100(\%)$$



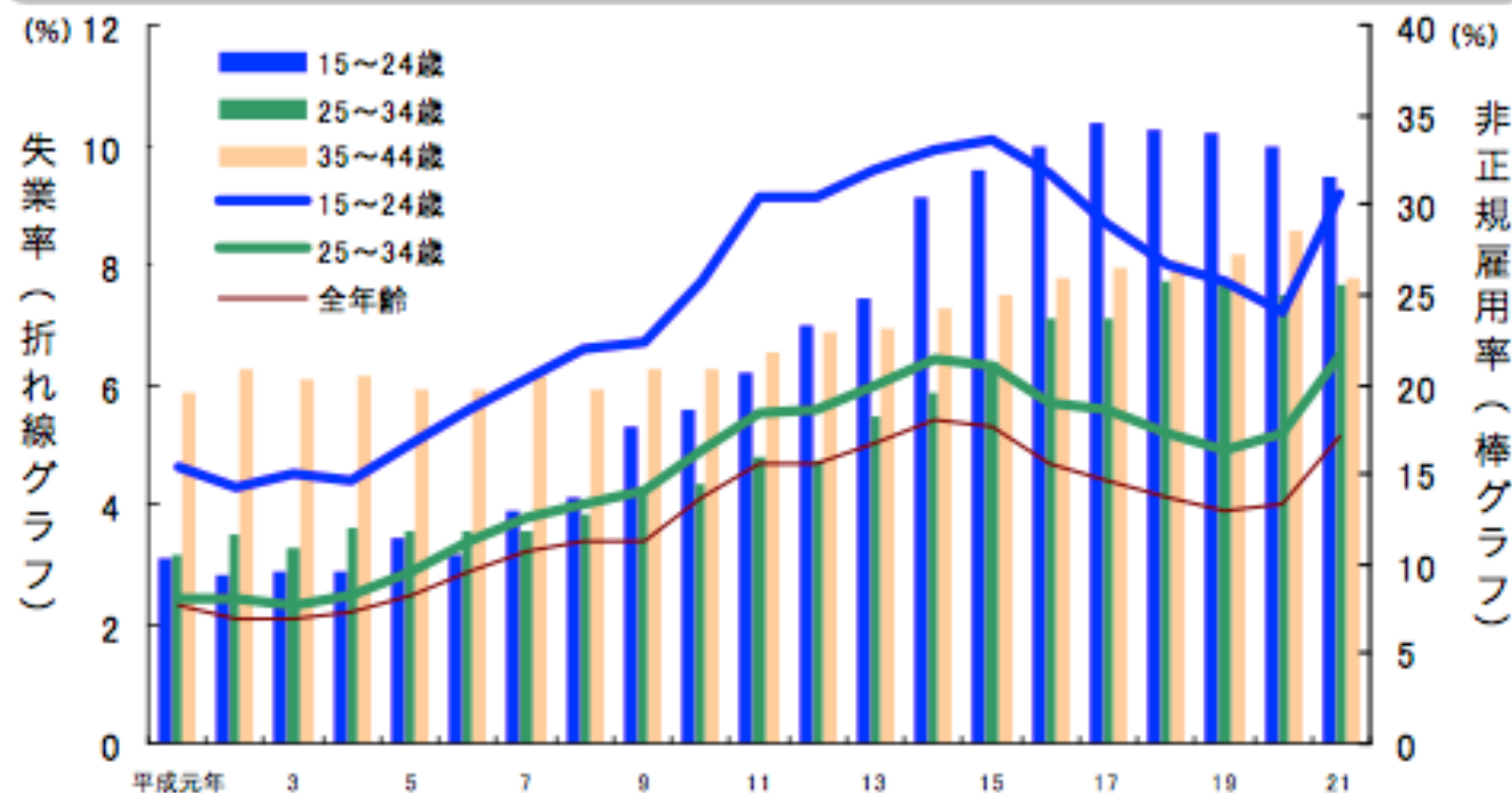
(6) 若者の現状 ～高い貧困率・失業率・非正規率・離職率



出所: OECD「所得格差と貧困」(2005.2)
(データ: 2000～2002年)

若年者の失業率、非正規雇用率の推移

若年者の失業率は、平成15年まで増加傾向。その後、減少傾向に転じたが、再び増加。全年齢の平均と比べて若年者は高いことが特徴。非正規雇用率は、40歳前後と比べて、20歳前後の上昇の幅が大きく、近年は、全体として上昇したまま横ばいの傾向



※ 完全失業率は、年平均。21年1～11月平均のデータは、原数値の単純平均。

※ 非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15～24歳では在学中の者を除く。

資料：失業率は、総務省統計局「労働力調査」。

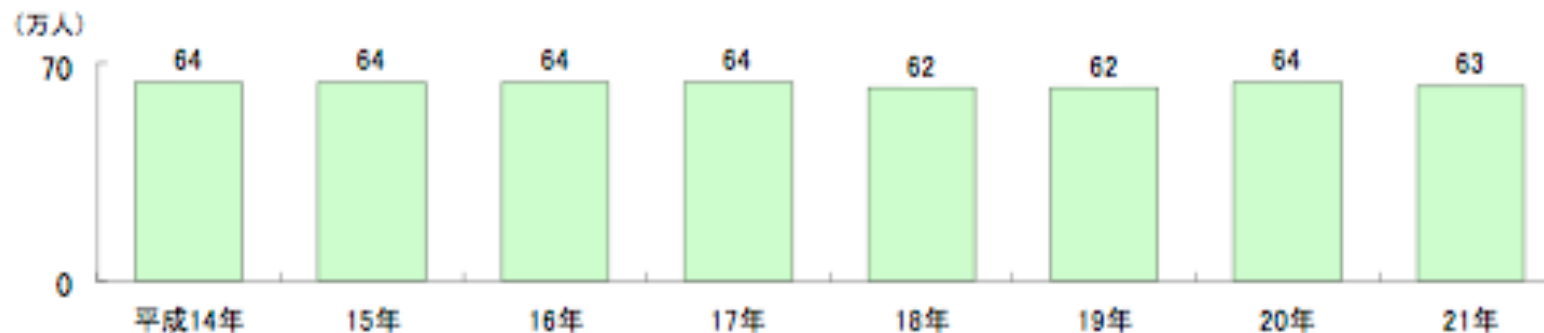
非正規雇用率は、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1～3月期調査)。

出所:中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」(2010年5月17日)

若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移
フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、平成21年は増加し約178万人

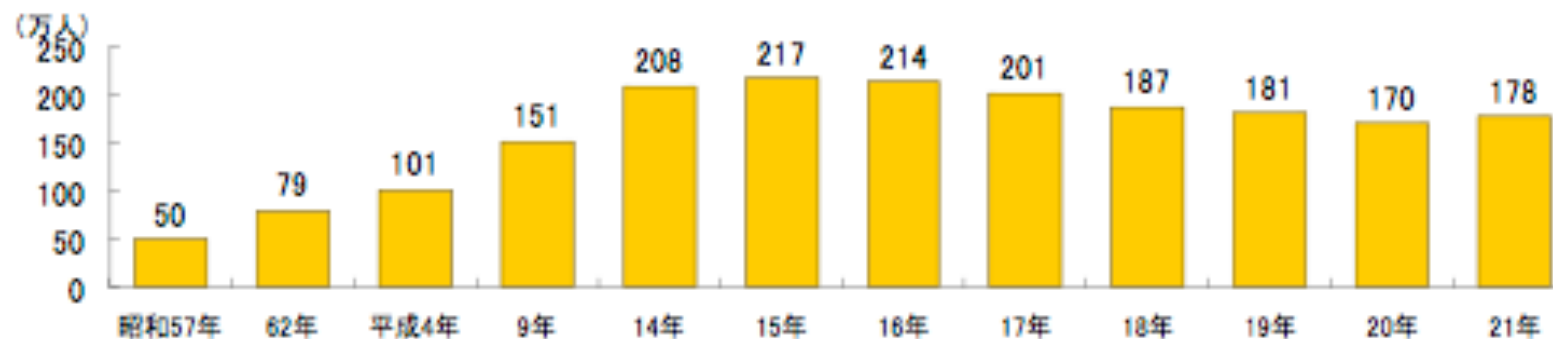
○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

○フリーターの数の推移



(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

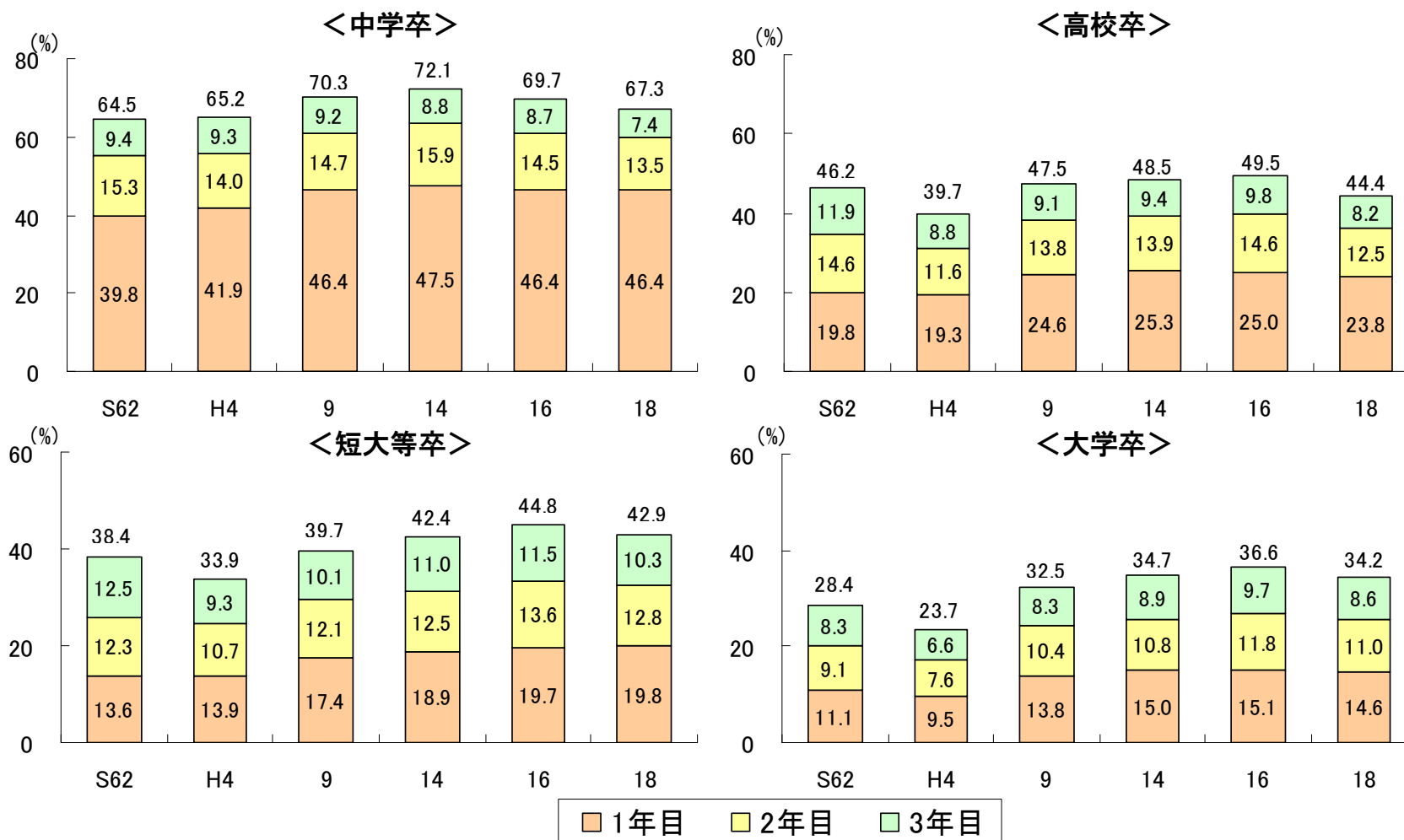
- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

出所:中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」(2010年5月17日)

新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移

中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学等卒で約4割が、新規学卒就職後、3年以内に離職

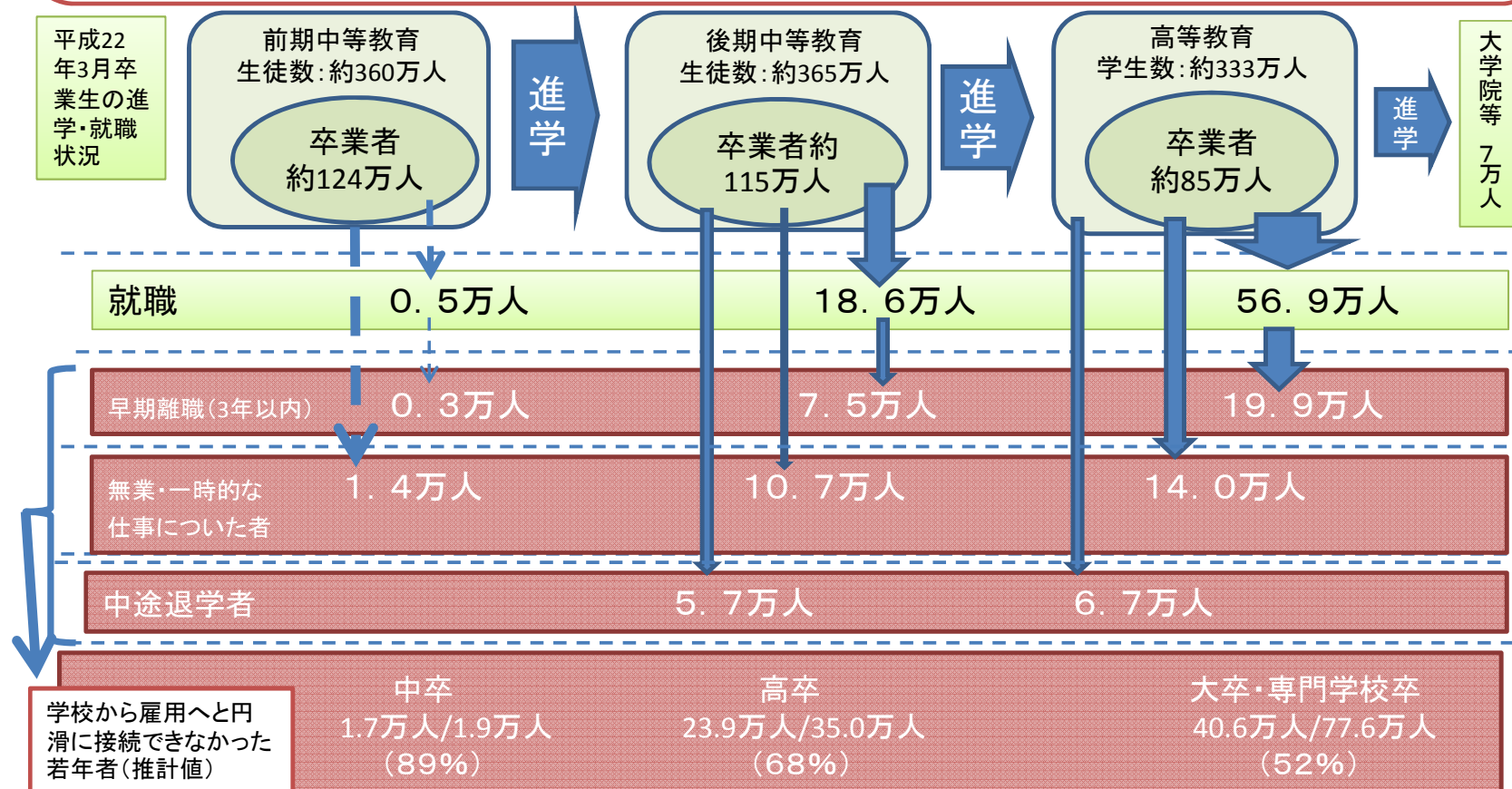


資料:厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」。各年いずれも3月卒を示す。

出所:中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」(2010年5月17日)

1. 学校から職場への接続の問題

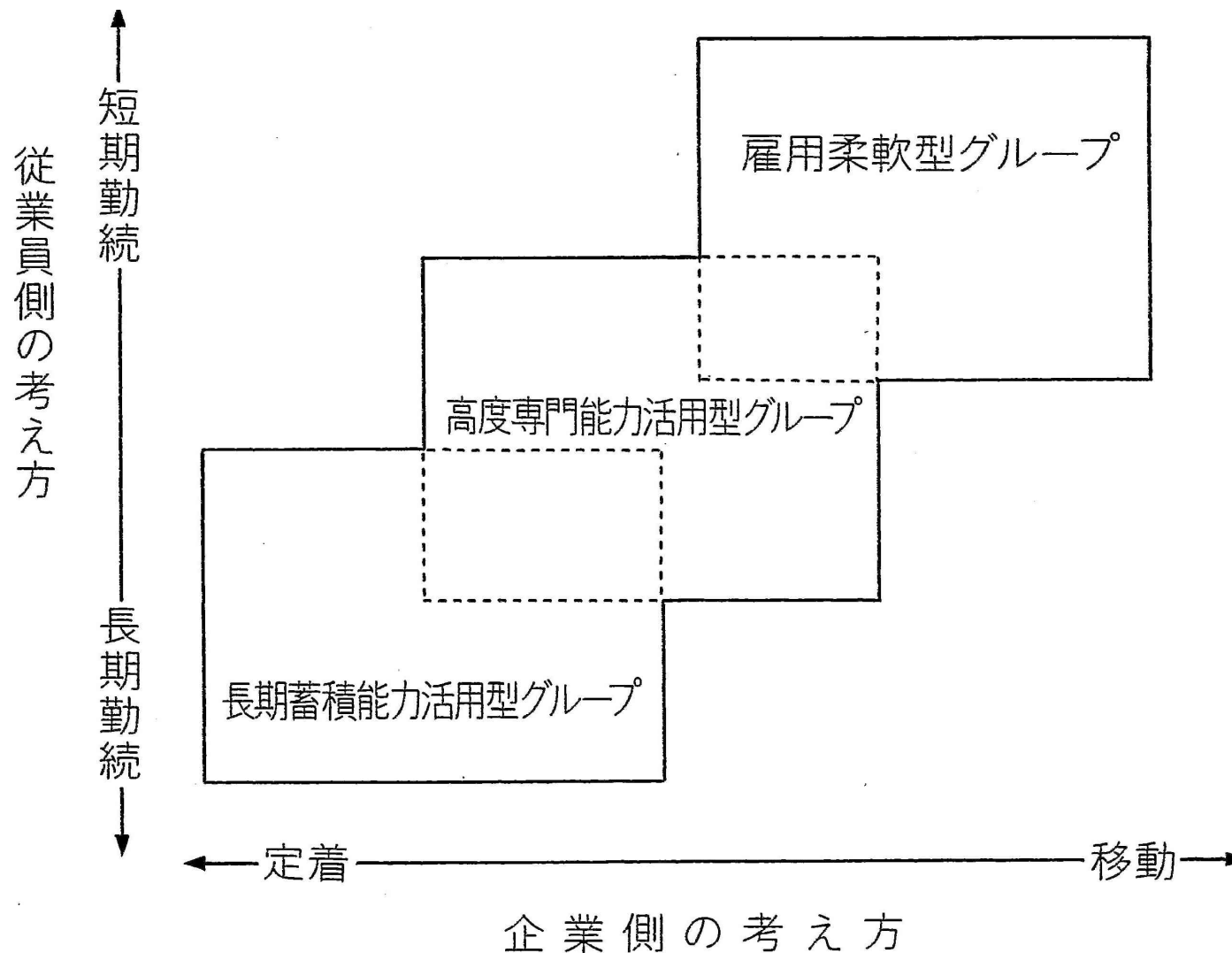
- 我が国の若年失業率は、新卒一括採用（卒業見込みの学生について、特定の時期に働き始めることを前提に、在学中に内定が決まる採用慣行）もあって、諸外国と比べ低水準。
→ 新卒一括採用と多様な採用機会の提供の両面が重要。
- 大卒・高卒の就職率は、9割超という水準。もっとも、大卒・高卒とも、中退・一時的な仕事・早期離職も含めると、高卒の3人に2人、大卒の2人に1人（一定の前提条件を基に推計）が、教育から雇用へと円滑に接続できていない。
→ キャリア教育・職業教育の充実により、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度の育成を図るほか、就職支援の仕組み等について学ぶことが必要。



* 上記の人数の中には、その後進学・就職する者や卒業年次前に中退した者も含まれる。

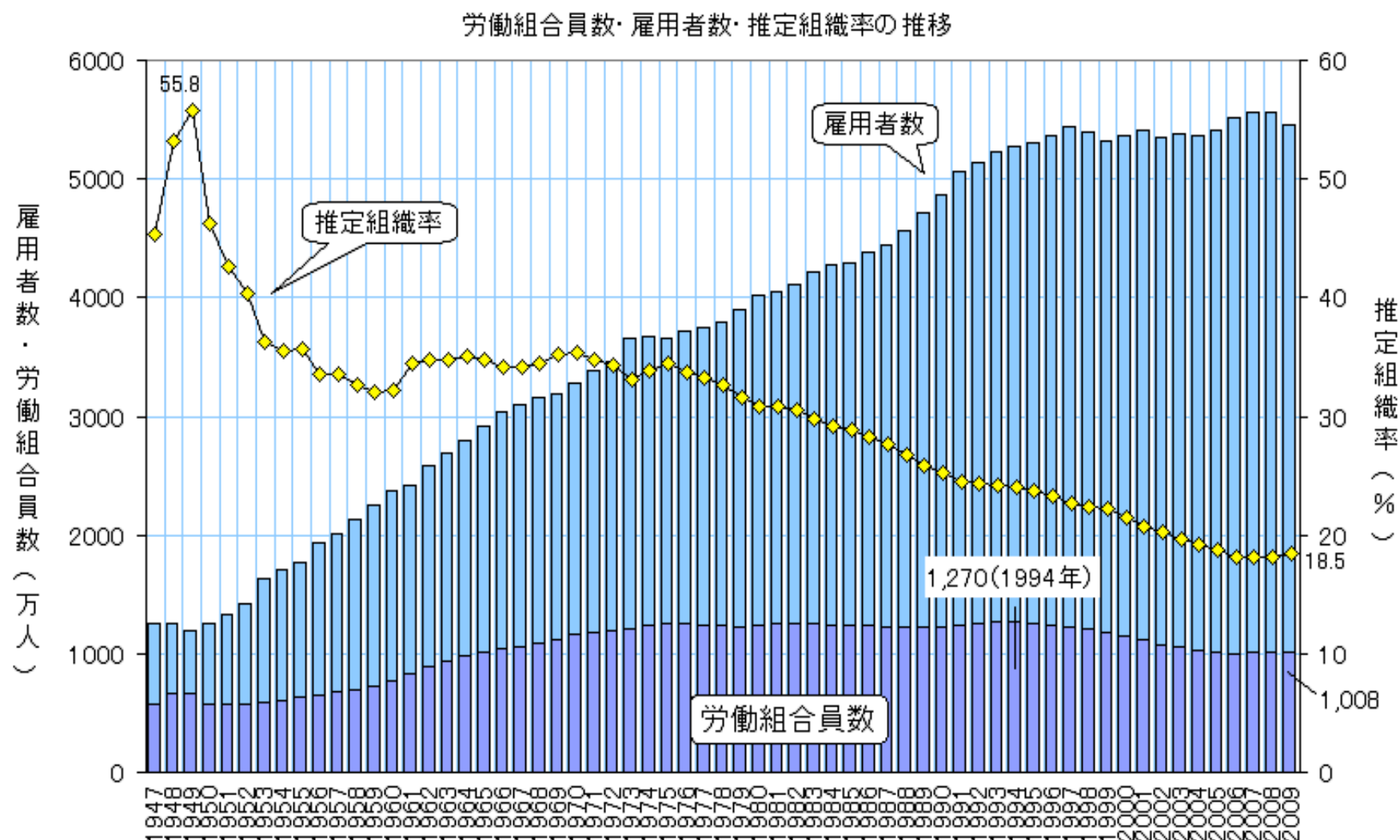
(出所) 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」平成23年1月31日を基に内閣府で作成。

(7) 政府・経営側の構造改革路線が原因 日経連「新時代の日本的経営」(1995年)



2. 労使関係の変化: 集団から個人へ

(1) 労働組合組織率の低下

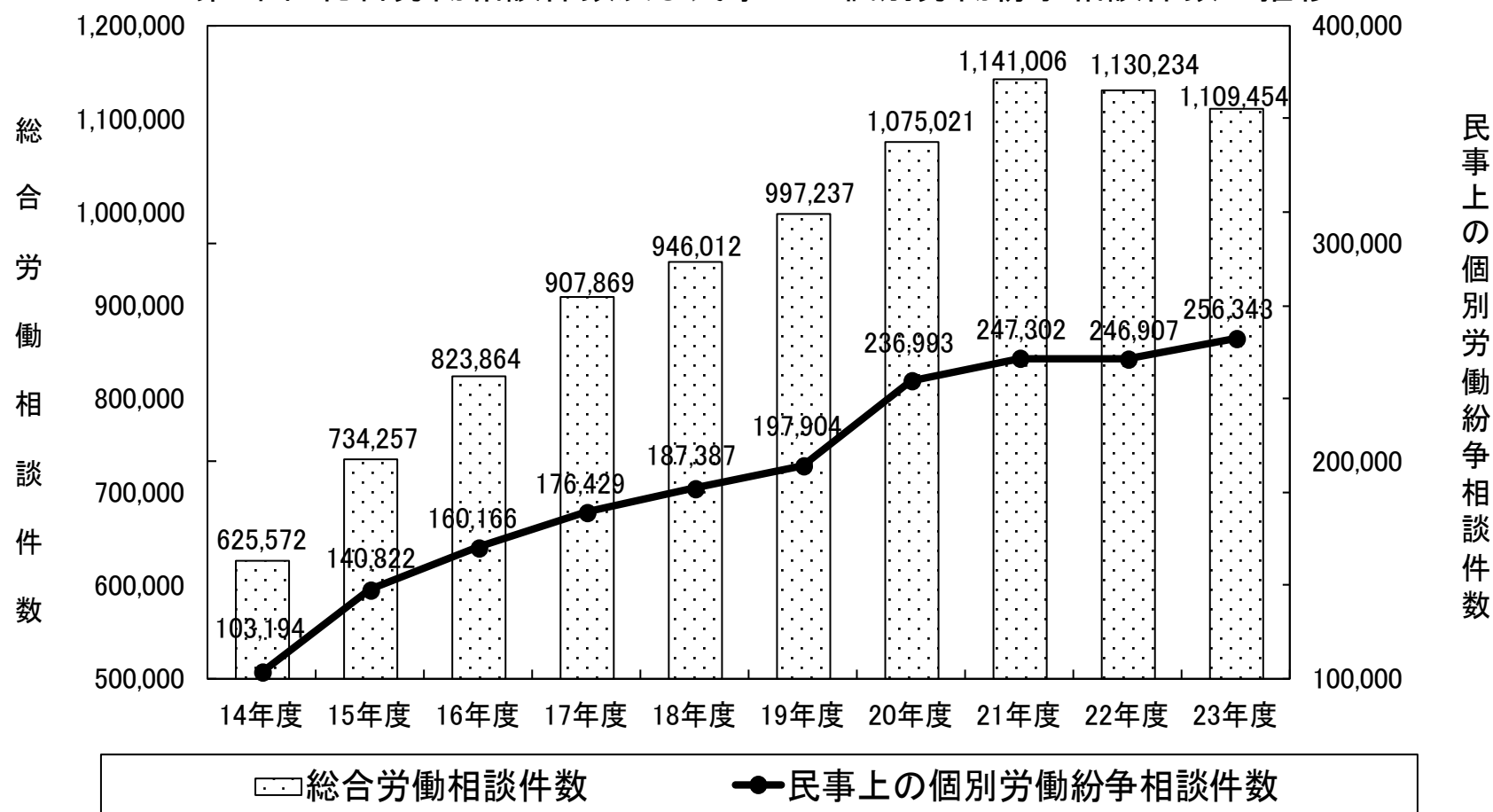


出所: 厚生労働省「労働組合基礎調査」

(2) 個別労働紛争の増加

- 厚生労働省関係(労働局・労基署など)の総合労働相談件数は毎年増加
- 解雇に関するものが最も多く18.9%、いじめ・嫌がらせが15.1%、労働条件の引下げが12.1%、退職勧奨が8.8%など

第1図 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移



ビデオ上映

『就活中のあなた 必見です！！』

～OB・OGからのメッセージ』（12分）

YouTubeで配信中。「就活中」「必見」で検索してください。

職場で困ったときは、まず相談を！

東京都労働相談情報センター0570-00-6110

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>

連合フリーダイヤル0120-154-052

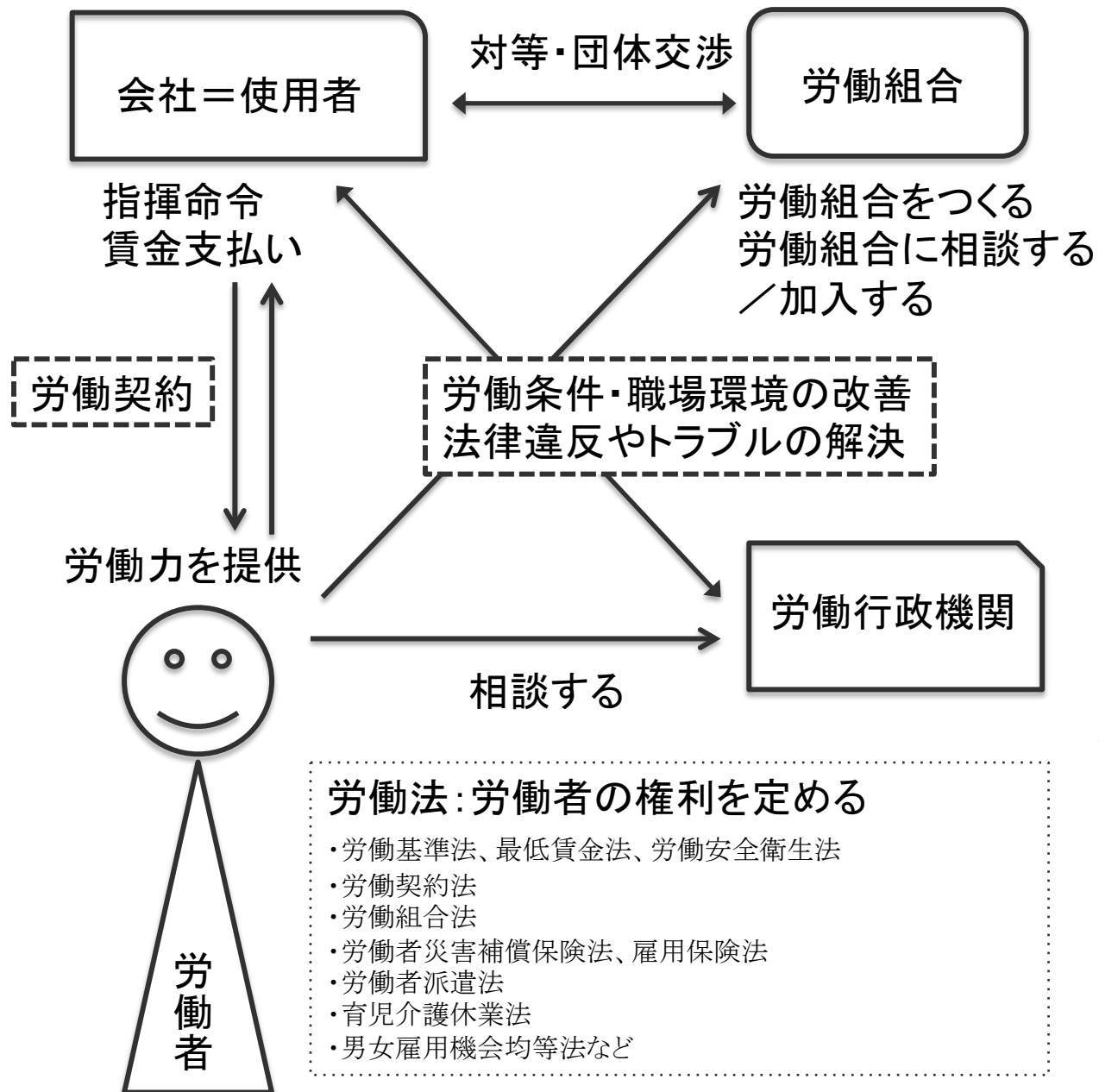
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/>

受講生のみなさんへ

来年度の講義開講に向けて、就活体験とOBOGの職場体験を募集しています。

明治大学労働教育メディア研究センター

E-mail:tg07003@kisc.meiji.ac.jp



会社と労働者の関係図

- ・企業別労働組合
- ・地域ユニオン(会社に組合がなくても、一人で加入できる)
- ・連合や全労連などの相談窓口
- ・労働NPOなどの相談窓口

国の相談窓口

- ・労働基準監督署(労基法違反、労働災害)
- ・都道府県労働局(総合労働相談コーナー)

自治体の相談窓口

- ・東京都労働相談情報センター
- ・道府県労政所管事務所

3. 安倍政権の労働政策を考える

「正規・非正規の二極化構造の是正」、「経済再生と成長力強化のため、『人が動く』ように雇用の多様性、柔軟性を高め、『失業なき円滑な労働移動』を実現させていく観点から、

- (1) ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- (2) 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し
- (3) 有料職業紹介事業の規制改革
- (4) 労働者派遣制度の見直し

を閣議決定(2013年6月14日)

3. 安倍政権の労働政策を考える

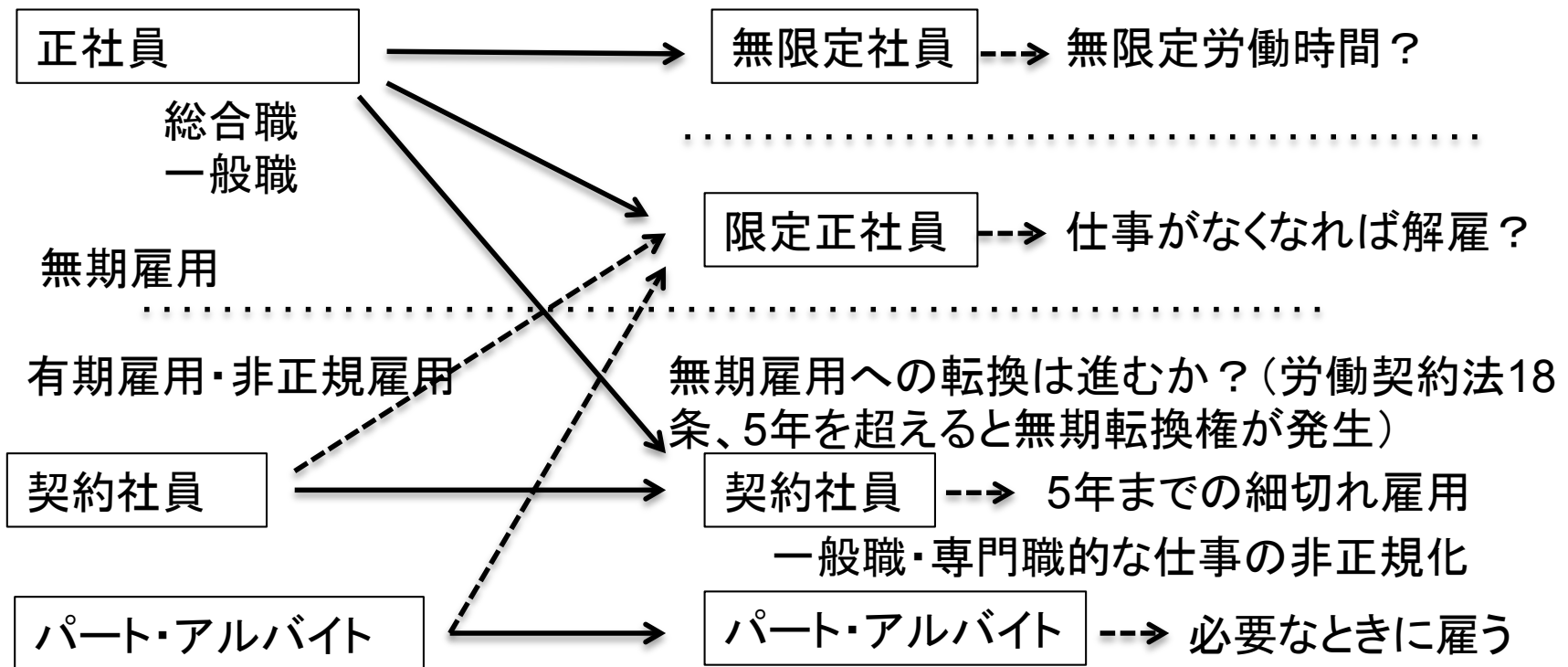
(1) ジョブ型正社員の雇用ルールを整備

- 議論の前提:「無限定」正社員の存在→職務、勤務地、労働時間が限定されていない⇔これまで、ディーセントワーク(人間らしく働く)やワーク・ライフ・バランスをどう実現するかを議論してきたはず
- 議論の出発点:正社員の雇用を流動化(縮小)させたい＝解雇規制を緩和したいという経営者団体の要求
- 解雇規制＝「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、権利を濫用したものとして無効」(労働契約法16条)、整理解雇の四要件【解雇回避努力】
- ジョブ型(限定)正社員＝事業所の閉鎖や仕事がなくなったことを理由に解雇のしやすい労働者と位置付けるものか？
- 従前の正社員より雇用は不安定で労働条件が悪い正規・非正規の「中間的」な正社員を創出することが目的か？

3. 安倍政権の労働政策を考える

(1) ジョブ型正社員の雇用ルールを整備

【直接雇用】



【間接雇用】



3. 安倍政権の労働政策を考える

(2) 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等 労働時間法制の見直し

- 議論の出発点:「労働時間に拘束されずにその能力を最大限発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の実現のために環境整備が求められている」「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の活用が進んでいるとは言い難い」
- 経営者団体は「ホワイトカラー・エグゼンプション」(ホワイトカラーへの労働時間規制の適用除外)や裁量労働制(一定の時間働いたみなし、労働時間の具体的な規制を行わない)の拡大を求めている。
- どういう方向で見直しが進むのか？ めざす方向は無
限定労働時間か？

3. 安倍政権の労働政策を考える

- ・ 成熟産業や不況産業での雇用維持政策を放棄(雇用調整助成金の予算縮小)
- ・ ジョブ型正社員で解雇規制の事実上の緩和を進める
- ・ その次は解雇の金銭解決制度(裁判所で不当解雇と判断されても金を払えば解雇できる制度)
- ・ 賃金の高い中高年労働者や未熟練労働者の解雇が進む
- ・ 公的職業訓練制度は弱体(今後も充実する視点がない)
- ・ 結果として円滑な労働力移動は進まない
- ・ 失業が蔓延→雇用不安の拡大→消費の低迷・国内市場の停滞→負のスパイラルへ

* * * * *

争点＝長時間労働の蔓延、雇用の流動化・解雇規制の緩和、有料職業紹介(人材ビジネス)の緩和か



労働時間規制の強化、雇用安定を前提に職業訓練や公的職業紹介の充実か

最後に

- 職場で困ったら、悩んだら、長時間労働やいじめにあったら、まずは相談を
 - 同僚・先輩、両親、外部の相談機関（労働行政、労働組合）へ
- 自分たちの未来をつくるのは自分たちだ
 - 企業の目的は利益を上げること
 - 私たちが働く目的は
 - 生活の糧をかせぐ、自己実現する、楽しく人間らしく働く
 - 働きやすい職場をつくるのは自分たちだ